

垂水市公式イメージキャラクター「たるたる」の利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記「垂水市公式イメージキャラクターたるたる(以下、「たるたる」という。)」のイラスト(イラストから制作した立体物を含む。以下同じ。)及び「ロゴ」(以下「イラスト等」という。)並びにたるたるの写真及び動画(以下「写真等」という。)を利用する際に必要な事項を定め、もって垂水市(以下「市」という。)のPR、市特産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(たるたるに関する権利)

第2条 たるたるに関する著作権や使用の承認に係る権利は、垂水市に属する。

(使用の承認)

第3条 たるたるを使用しようとする者は、新聞、テレビ雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、垂水市長(以下「市長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の届出で足りるものとする。

- (1) 垂水市内の公民館や事業所等が使用する場合
- (2) 垂水市内の学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きを必要としないと市長が認めた場合

(使用申請及び届出)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、使用申請書(別記様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) たるたるの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前条の届出を行う者は、使用届出書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項に規定する使用申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が本市のイメージアップや市特産品の販路拡大、市の産業振興等に寄与すると認めるときは、使用の承認をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、たるたるの使用法その他について、条件を付すことができる。

2 承認期間は、2年以内とする。なお、更新を妨げない。

3 市長は、使用承認を行ったときは、使用(変更)承認通知書(別記第3号様式)を申請者へ送付する。また、不承認としたときは、使用不承認通知書(別記第7号様式)を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第6条 たるたるの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

- (2) 市の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）もしくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (7) たるたるの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) たるたるのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) たるたるの著しい変形その他たるたるの使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

（使用料）

第 7 条 たるたるの使用料については、当分の間、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 第 5 条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真を提出すること。
- (3) 第 5 条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、承認を受けた物件には承認番号（「©垂水市たるたる●●」又は「©tarumizu city. tarutaru●●」）をその商品、包装、広告等に必ず明記すること。

（承認内容の変更等）

第 9 条 使用者が使用承認の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第 4 号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書（別記第 3 号様式）を交付する。

3 使用者が、使用届出の内容について、追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合

- (2) 使用者が第5条第1項の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他たるたるの使用継続が不相当であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にたるたるの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

4 市長は、承認の取消しを行ったときは、使用承認取消通知書（別記第6号様式）を使用者へ送付する。

（使用の非独占性等）

第11条 この規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してたるたるを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 市は、この規程による利用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 市は、たるたるの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、たるたるを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、たるたるの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条 市長は、たるたるの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、たるたるの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第15条 この規程に関する事務は、垂水市企画政策課が行う。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、たるたるの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。